

## 姫路市教育委員会会議録（令和4年9月）

- 日 時 令和4年9月22日（木）午後2時から
- 場 所 南部学校給食センター2階 研修室
- 開 会（午後2時）
  - 日程第1 会議録署名委員の指名等
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事
    - 議案第25号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第4回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について
    - 議案第26号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
    - 議案第27号 令和4年度姫路市教育功労者表彰の被表彰者について
    - 議案第28号 姫路市教育職員退職手当審査会委員の委嘱について
    - 議案第29号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第5回 教育委員会所管分）について
  - 日程第4 報告
    - 1 姫路市立白浜小学校相撲場建設に関する住民訴訟について
  - 日程第5 次回委員会開催日時等
  - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、森下委員、山下委員、角谷委員、中野委員  
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、沖端教職員課長、春名健康教育課主幹、春井文化財課長  
（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により中野委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議案第29号 令和4年度姫路市一般会計補正予算(第5回 教育委員会所管分)について  
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第27号は、会議規則第15条第2号に規定する重要な表彰及び被表彰者の決定に関する事件に該当し、議案第28号は同条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当し、議案第29号は、同条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当し、報告事項の1は、同条第5号に規定する訴訟、調定、和解、審査請求等に関する事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。  
また、議案第29号の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 27 号から議案第 29 号及び報告事項の 1 は、非公開と決定します。

また、非公開とした議案第 29 号の会議録については、市議会での審議が終了した後に公表することと決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
議案第 25 号 令和 4 年度姫路市一般会計補正予算（第 4 回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について  
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （教育次長 議案第 25 号について説明）  
令和 4 年度姫路市一般会計補正予算（第 4 回 教育委員会所管分）に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、別紙のとおり報告し承認を求めます。  
第 1 表歳入歳出予算補正でございますが、歳入予算につきましては、55 款県支出金を 1,260 万円、90 款市債を 2,420 万円、歳出予算につきましては、55 款教育費を 4,250 万円それぞれ増額計上するものでございます。  
内訳でございますが、歳入でございますが、55 款 30 項幼稚園費 20 目幼稚園建設費の工事請負費につきましては、家島幼稚園において、擁壁に部分的な変位および損傷、傾き等が確認され、緊急で対応することが必要となったため、擁壁改修の工事経費 1,730 万円を予算計上するものでございます。  
次に、55 款 38 項文化振興費 15 目文化財保護顕彰費につきましては、兵庫県指定文化財三木家住宅の屋根の茅葺き部分について、茅の損傷が著しい部分の葺き替え修理の工事経費として 2,520 万円を予算計上するものでございます。  
歳入でございますが、60 款 15 項 55 目教育費県補助金につきましては、兵庫県指定文化財三木家住宅の屋根修理工事経費の財源として、県の補助金を活用するもので、1,260 万円を増額いたします。  
90 款 10 項 55 目教育債につきましては、家島幼稚園の擁壁改修工事に係る財源として、1,290 万円、兵庫県指定文化財三木家住宅の屋根修理工事に係る財源として、1,130 万円、合計 2,420 万円を増額いたします。  
第 2 表繰越明許費は、家島幼稚園園庭整備事業につきまして、年度内に工事が完了しないため、翌年度に予算を繰越すものでございます。  
第 3 表地方債補正につきましては、それぞれ起債限度額を増額するものでございます。  
補足資料により、詳細について御説明いたします。  
まず、家島幼稚園園庭整備事業でございますが、概要にございまして、家島幼稚園の擁壁において、部分的な変位や損傷、傾き等が確認されており、緊急

で対応することが必要となったため、擁壁改修工事を実施するものでございます。

工事をする事となった経緯につきましては、幼稚園からの連絡を受け、令和元年7月に現地確認したところ、運動場下の擁壁に傾き、ひび割れ、また運動場に陥没が見つかったことが発端でございます。その際は修繕で対応し、経過観察しておりましたが、令和3年10月に現地確認した際には、擁壁のひび割れが大きくなっていることを確認し、令和3年11月に運動場の使用を停止することといたしました。対応を検討しているうちにも、擁壁のひび割れ等が進行していたことから、応急処置として、令和4年4月から5月にかけて工事を実施したところでございます。

実施時期につきましては、令和5年2月から令和5年6月に実施予定でございます。

事業費につきましては、1,730万円でございます。

事業の財源としましては、地方債1,290万円でございます。

工事内容につきましては、擁壁を撤去し、現在の園庭部分を法面とすること、フェンスを設置することを予定しております。

旧三木家住宅主屋屋根修理工事」でございますが、概要にございますとおり、兵庫県指定文化財旧三木家住宅主屋の茅葺き屋根の修理を実施するものでございます。

工事の内容でございますが、旧三木家住宅主屋屋根の茅葺き部分の中層から表層部分について、茅の損傷部分の葺き替えを行うものでございます。

工事の実施時期につきましては、予算成立後、兵庫県の補助金の交付を申請し、交付決定を受けた後に、業者の決定、契約を経て年末から年明けに事業に着手し、本年度末の事業完了を予定しております。

事業費につきましては、工事請負費2,520万円でございます。また、財源につきましては県支出金1,260万円、市債1,130万円、一般財源130万円でございます。

経緯でございますが、本工事につきましては、令和2年度、3年度、4年度と兵庫県に補助事業の採択を要望しておりましたが、兵庫県の予算の関係上、採択を見送られておりました。令和5年度も兵庫県補助金の採択を要望し、採択され次第、工事を実施する予定でしたが、本年度、急遽、兵庫県の予算が確保でき、前倒しで補助金が配分される見込みとなりましたので、工事を実施するために補正予算を要望するものでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

家島幼稚園の件ですが、擁壁の工事1,730万円を全て次年度に繰り越すようですが、このような工事は、出来高払いではなく、完成時に一括払いになるのですか。

(答)

今回の工事は、既設の擁壁を撤去し、その後に法面に変える工事となっています。

工事の中段階で、今回繰越しにしたのは、年度内に工事が完了しないこと、年度内に終わる部分がキリのいい所で終わればそこで検査を行い、部分払いは可能ですが、年度のいい時にキリのいい検査ができるかどうかは不明であることから総合的に判断して、工事完了時に支払うことを現在予定しています。業者から申出であった場合には、中間払いをすることも可能です。

(問) 大体5か月間のため、長いと言えば長い期間になりますので、このような場合には出来高検査をして、2月、3月の2か月分と3か月分に分けて一旦線を引かれるかと思いますが、そういうことですか。

(答) 中間払いをする際は、工事の中間払いの保険に加入したり、業者にとっては手続きが必要になるため、もう少しで全額が支払えるのに途中で支払いを受けるには、保険に加入する必要がありますので、業者にとって損なのか得なのかを判断することになります。

(問) 三木家住宅の茅葺ですが、大体一般的には何年に1回葺き替えを行う必要がありますか。

(答) 一般的に30年位はもつと言われていますが、天気の状態や屋根の乾き具合等その時の状況によって、10年15年ぐらいで痛むようなケースもございますので、一概に何年と言いきれません。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第25号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第4回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について  
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第25号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、  
議案第26号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ （教職員課長 議案第26号について説明）  
「1改正の理由」につきましては、国家公務員の勤務時間等について定めた人事院規則15-14の改正に準じて、本市においても姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則を改正し、育児参加休暇の取得期間を延長することから、

本市の幼稚園と市立高等学校の教育職員についても同様の対応を行おうとする  
ものでございます。

次に、「2改正の概要」につきましては、姫路市立学校に勤務する教育職員の  
特別休暇として、職員の妻が出産する場合に、子を養育するために男性職員が5  
日の範囲内で取得することができる育児参加休暇について、休暇の取得期間の終  
期を、「妻の出産の日後56日目に当たる日」から、「出産の日以後1年を経過す  
る日」まで延長するものでございます。

「3施行期日」につきましては、令和4年10月1日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第26号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則の制定について  
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第26号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

- 次に、  
議案第29号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第5回 教育委員会所管  
分）について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (健康教育課主幹 議案第29号について説明)  
令和4年度姫路市一般会計補正予算（第5回 教育委員会所管分）に関して、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長へ意見  
を申出するものでございます。  
「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、歳入予算につきまして、55  
款国庫支出金を2,970万円歳出予算につきましては、55款教育費を5,940万円  
をそれぞれ増額計上するものでございます。  
内訳でございますが、55款15項55目教育費国庫補助金につきましては、新  
型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢等による物価高騰の影響が続く中、学  
校給食食材購入における物価高騰分への対応経費の財源として、国の新型コロナ  
ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するもので、2,970万円を増額い

たします。

55 款 10 項 23 目保健体育費の学校給食関係経費でございます。物価高騰の影響を受け、学校給食食材の調達において、物価変動への対応が今後、一層困難になり、食材費予算の不足が見込まれることから、給食食材の購入経費として5,940万円を予算計上するものでございます。

補足資料により、詳細についてご説明いたします。「教育委員会の令和4年度補正予算（第5回）の概要について」をご覧ください。「物価高騰の影響による学校給食食材費予算の補正」でございます。

1の「概要」にございますとおり、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢等による物価高騰の影響を受け、学校給食食材の調達において、物価変動への対応が今後、一層困難になり、食材費予算の不足が見込まれることから、学校給食の安定性を確保するため食材費予算を増額補正するものでございます。

2の「内容」でございますが、対象は、姫路市立の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の学校給食食材費で、内容は、学校給食食材の調達において、物価高騰の影響に対し令和4年9月から対応するため、消費者物価指数の上昇分3.7%を令和4年度の学校給食食材費当初予算額に上乘せするものでございます。

3の「事業費」につきましては5,940万円でございます。内訳としましては、西ブロック（自校調理場）が10,771千円、中ブロック（自校調理場）が13,510千円、東ブロック（自校調理場）が12,463千円、北部学校給食センターが9,354千円、南部学校給食センターが10,721千円、夢前学校給食センターが2,179千円、家島学校給食センターが402千円でございます。

今後も、物価高騰による学校給食への影響に注視しながら、適切に対応し、学校給食の安定性の確保に努めてまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

保護者の負担する給食費は、今後増額を予定されていますか。

(答)

来年度の給食費の値上げを行うのかにつきましては、給食費の値上げについては、定期的に4年を目途に見直しを行っており、今の給食費は令和2年度で改定しています。次の見直しは、令和6年度を予定していることから、来年度は現行通りとする予定です。

(問)

令和6年度は増額の可能性があるということですか。

(答)

定期的に見直しを行っておりますので、今回の物価高騰でありますとか、従来からもこういった消費者物価指数などを参考にしながら見直しを行ってまいりますので、そういったことになると思われます。

- (問) 更なる物価高騰が予想されます。10月、11月に更に物価が上がったとして、その場合にはその都度、補正予算で増額するのですか。それとも期間があつて暫くはそのままですか。
- (答) 急激な物価の高騰があれば、その対応をせざるを得ないと考えておりますが、今回も消費者物価指数3.7%、そういった数字を見ながら補正予算を要求しておりますので、何とかこの分で対処したいと考えております。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第29号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第5回 教育委員会所管分）について  
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委員) [ 挙 手 ]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第29号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。  
事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、年間スケジュールで10月21日の午前中に予定していた学校視察については、コロナの感染状況を鑑み中止とし、10月21日金曜日の午後2時に開催していただきたいと思ひます。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、10月21日金曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [ 異議なしの声あり ]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よつて、次回の委員会の開催については、10月21日金曜日の午後2時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。  
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思ひます。  
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) このたび、9月27日、火曜日に安倍晋三元首相の国葬儀が執り行われまふが、教育委員会所管の公共施設の取り扱いについて、御説明いたします。  
まず、市立学校・幼稚園におきましては、文部科学省及び兵庫県教育委員会が



各市町教育委員会に対し、弔意表明の協力を求めないという考えを示されていること、そして、市長部局からも市立学校・幼稚園には弔意表明の協力を求めないという考えであることから、本市教育委員会といたしましても、市立学校、幼稚園に対しては、半旗掲揚や黙祷などの弔意表明は求めないと考えております。

なお、本市の公共施設の取り扱いについては、来週の 26 日、月曜日に方針決定される予定と聞いております。その結果、本市の公共施設において、半旗掲揚等の弔意を表すことに決定となりましたら、市立学校、幼稚園を除く教育委員会所管の公共施設についても、市長部局と同じく弔意表明を行う予定で考えております。

教育長

○ 事務局からの報告について、各委員は御意見ございますか。

(委員)

[ 意見なし ]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 2 時 5 7 分)